

令和6年 第8回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年8月5日（月） 午後2時00分～午後3時2分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員（33名）

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員（1名）

19番 伊藤正覚

5 議事日程

（1）会議録署名委員の指名

（2）議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

（3）議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

（4）議案第27号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について

（5）議案第28号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について

（6）その他

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤 農地係長 川崎 会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課主事 犬飼

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

28番 伊藤勝代

30番 赤尾浩幸

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。19番伊藤委員が来られておりません。

本日の出席委員は34名中33名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和6年 第8回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、28番 伊藤委員、30番 赤尾委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議についてですが、受付番号97番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限を受ける案件となりますので、この案件のみをまず議題とします。

16番 後藤委員退席願います。

【16番 後藤委員退席】

◎議 長

事務局に説明を求めます。

◎事務局 （川崎農地係長）

1ページをご覧ください。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年8月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号 97 番 海津町江東字一の割●●●●番、田、2,983㎡。

譲渡人、瑞穂市、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：農業経営拡大
別記 3 審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。 以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。10 番
加藤委員をお願いします。

◎10 番 加藤委員

受付番号 97 番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、遠方に居住し管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。

受付番号 97 番の議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、受付番号 97 番の議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。16 番 後藤委員、入室して下さい。

【16 番 後藤委員入室】

◎議 長

続きまして、受付番号 97 番を除く、議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

再度1ページをご覧ください。議案説明は先ほどのとおりです。

受付番号95番 海津町福江字角山●●●●番、田、1,622㎡。

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、愛知県春日井市、●●●●。申請事由：贈与

受付番号96番 海津町沼新田字花倉●●●●番、畑、489㎡。

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、三重県桑名市、●●●● 申請事由：新規就農

受付番号98番 海津町平原字高須田●●●●番 外6筆、田、8,690、畑、2,440㎡。

譲渡人、本巣市、●●●●。譲受人、愛知県春日井市、●●●●。申請事由：贈与

2ページをご覧ください。受付番号99番 南濃町津屋字川東●●●●番、田、880㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号100番 南濃町山崎字南原●●●●番 外2筆、畑、664㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、名古屋市中川区、●●●●。申請事由：新規就農
別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号95番の案件について、16番後藤委員お願いします。

◎16番 後藤委員

受付番号95番の案件については、申請の目的は、贈与です。

贈与人は、高齢により農業経営を縮小し、受贈人は、贈与を受け農業経営を始めるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号96番を、23番瀬古委員お願いします。

◎23番 瀬古委員

受付番号96番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、高齢により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、新たに就農されるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号98番を、25番服部委員お願いします。

◎25番 服部委員

受付番号98番の案件については、申請の目的は、贈与です。

贈与人は、遠方に居住し、また、高齢であるため管理が困難であり、受贈人は、現在は、春日井市居住ですが近いうちに市内に戻る予定であり、担い手として贈与を受けるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号99番を、24番堀田委員お願いします。

◎24番堀田委員

受付番号99番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、今回相続により取得しましたが、管理が困難であることから、隣地耕作人に売却することになり、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号100番を、5番古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号100番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、仕事場の隣接地であるため、新たに菜園を始められるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

◎33番 伊藤委員

僭越なことをお聞きしますが、受付番号96番・100番、この譲受人の方の国籍はどこの方でしょうか。教えていただけますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

96番の方、100番の譲受人の方、それぞれお二人ともスリランカ国籍の方でございます。

◎33番 伊藤委員

はい、ありがとうございます。

◎議 長

その他ございませんか。質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。受付番号97番を除く、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、受付番号97番を除く、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第3 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、と関連がありますので、日程第4 議案第27号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、を併せて議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年8月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件3件、使用貸借案件1件です。

受付番号101番 海津町高須町字城跡●●●●番、田、856㎡。

譲渡人：海津町、●●●●。譲受人：東京都港区、●●●●。転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は 概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号102番 南濃町上野河戸字棚田●●●●番 外5筆、畑、1,357㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：広島県広島市、●●●●。転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は 概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

4ページをご覧ください。受付番号103番 南濃町田鶴字西之川●●●●番、田、333㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅（車庫・駐車場・家庭菜園）

この案件の農地区分は、概ね300m以内に美濃松山駅がある第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号104番 使用貸借案件です。南濃町山崎字川田●●●●番、田、307㎡。

使用貸人：南濃町、●●●●・●●●●（持分各1/2）。使用借人：南濃町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、概ね300m以内に美濃山崎駅がある第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

なお、この案件は議案第27号と関連しますので、併せて説明させていただきます。5ページをご覧ください。

議案第27号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更の承認申請があったので意見を求める。

令和6年8月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号105番、土地の表示などは、先ほどの104番の説明のとおりです。

平成16年10月28日に、一般個人住宅・作業場として転用許可済みで、資金不足により事業遂行が困難となっていました。孫である承継人が、申請地を使用貸借して住宅建築されるもので、申請人及び転用目的を変更する案件となります。 以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号101番を、11番 寺倉委員お願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号101番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。

周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１０２番、及び、１０４番、関連があります事業計画変更の１０５番を、５番 古川委員お願いします。

◎５番 古川委員

受付番号１０２番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しました。

次に、受付番号１０４番・１０５番の案件については、申請の目的は、住宅です。

使用貸人は、平成16年に、5条の転用許可を得て申請地を取得しましたが、資金不足により事業中断しておりました。今回は、孫が、申請地を借りて住宅を建てられるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１０３番を、１番 伊藤委員お願いします。

◎１番 伊藤委員

受付番号１０３番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅（車庫・駐車場・家庭菜園）です。受贈人は、申請地北側に居住している住宅と一体利用するため、兄より贈与を受けるものです。なお、申請地は、平成5年から車庫・青空駐車場として利用されていた追認案件で、周囲に農地等はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

◎７番 中村委員

102番の案件に関連してお伺いしたいのですが、南濃の上野河戸の地区は、去年の8月以降、これで3回目ぐらいの太陽光発電施設ということですが、ここの担当の委員さんには何か事前にこういうふうでもう本当に困ったのでここを太陽光にしたいというような、事前の相談とか何かはございましたでしょうか。

◎議 長

古川委員

◎5番 古川委員

上野河戸の地区ですので、私は山崎でございますので、よその地区のことはあんまりよくわかりませんので、地元の区長さんに最初申請、捺印、許可捺印してもらって、それ以後、私も見に行きましたけども問題ないと判断しましたので、承認しました。以上です。

◎議 長

中村委員

◎7番 中村委員

どうもご説明ありがとうございました。

この太陽光発電施設については、皆さんご承知だと思うのですが、2024年3月26日付けで、総務省行政評価局からの太陽光発電について、現在、太陽光発電が設置されている市町村のうち、41.2%で、トラブルが起きている。このトラブル起きているうちの40.3%が未解決であるといった実態があります。もちろん、これ農地、宅地、通常の宅地含めてだと思いますが、特に農地に関しては、トラブルの大きな原因は泥水の流出。それはフェンスで防げるのかどうかとかいうこともあって、経産省・農水省・他の省庁も合わせ、太陽光のトラブルに関して、今後対策を検討するとなっています。

ちなみに海津市についても、この太陽光発電は、先々回の委員会、総会でも確か伊藤委員さんがご指摘のように、結構、非常に増えているというところで、私も気になりましたので、私達の任期の2023年8月から先月の2024年7月までの累計を計算しますと、これは南濃町地域に関してのみです。5万5759平米の太陽光発電。しかも4社全てが県外のはるか遠いところに本店所在地があります。5万5759平米というのは東京ドームの観客席も入れた1.2倍の面積になります。

これが1年間に、全て太陽光発電施設として、利用されるという形になって、非常に私は数を数えてみて、これはかなり、何か考えなきゃいけないなと思っています。

南濃町の農業委員さんは大変かと思うのですが、ここの農業委員全体、あるいは事務局も、今後農地での太陽光施設については、何らかのその検討をする必要があるのではないかと思います。特に泥水が、傾斜地では流れ出る。それから、今までは草が生えていたり、木が生えていたり、そういう泥水を抑えることができたのですが、太陽光発電に伴って枯れ草が除草剤をまいたりして、土地が本当に水・太陽にさらされて、いろんな弊害が出てくる。ですので、フェンスだけでいいかどうかということも含めて、やはり十分に農業委員会で検討する必要があるのではないかと思います。

事務局、それから会長のご意見も伺いたいと思いますのでお願いします。

◎議 長

事務局含めて、他の地域のところもそういう状況もあるということですが、一応今後について

もどうしたらいいかと、そういう傾向があるということを頭に入れながら、出てくる案件について、その辺を書類的には当然、審査もしていると思いますので、そのあたりも含めて、事務局受付のときに慎重に図っていただけるといいかなと思う。事務局。

◎事務局（後藤局長）

太陽光の発電施設につきましては、ここ1年ぐらいのうちに案件が、非常に申請が出てきております。どれぐらい急激に伸びているかを確認したことがあるのですが、令和4年の頃には1年を通して、2件申請がありました。

令和5年になりまして、特に10月ぐらいからですけど、増えまして申請案件が18件と年間で2.7ヘクタールぐらいあるのですが、そしてその勢いで令和6年続いてしまうというのが、現状でございます。

ただ前回の総会でもお話させていただきましたけども、太陽光が国としても進めている以上、法的に問題がなければ、駄目ということができない状況にもあります。前回私、国は方針を、こんな方針を出しておりますということで紹介しましたが、ただそれを鵜呑みにするつもりはありません、という言葉添えて説明したと思います。案件それぞれについて、委員の皆様もそうですが、事務局としても、案件の提出があった際に、果たしてここがいいのかどうかということも含めてそれぞれ検討しておりますので、引き続き太陽光がいいのかどうかというのを確認しながら、確認していきたいと考えております。以上です。

◎議長

どちらにしても今後、地元にも隣まわり、迷惑がかからないような方向に進めていくということで、そういう形で、場所にもよりますけど、またよく調べながら検討していきたいと思います。

◎7番 中村委員

太陽光発電施設、県外の4社ですけど、これ県外の4社ということで、例えばこの南濃町の当該地に何らかの問題が起きたときに、例えば、ここの周辺に担当者なり連絡者なりが駐在しているということなのではないでしょうか。それとも何か起きたときに周辺の住民あるいは農業の従事者が、この会社に直接連絡をするという、そのアフターケアというのか、アフターのところは、例えば受付申請のときに、どんなようなことになっているのかっていうのは、いかがなのですか。

◎議長

事務局よろしいですか。

◎事務局（川崎農地係長）

申請書には、今後どの会社が保守点検をするかということが明記されております。以上です。

◎議 長

よろしいですか。21番。

◎21番 菱田委員

先ほど中村さんが、40%ぐらいで何らかのトラブルがあったというようなことを、太陽光ですね。お話をされたのですが、海津市の太陽光発電、いろいろ申請が出ていますが、実際そういうトラブルとかっていうのは、どのような状況ですか。差し支えなかったら、お答えいただきたいと思います。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

委員ご質問のトラブルがあるかないかっていうことに関してですが、今年度1件は、隣地の方から境界を少しですが、超えたと苦情をいただき、こちらから業者の方とお話をさせていただいて、補償も含めてご対応いただいております。

その他、施工後についてですが、基本的には草の管理で、一部区域のところからいただいて、施工会社と管理会社とはまた違いますので、施工されたフェンスに管理会社が一応明記されていますので、そちらの方に連絡し、草刈の対応をさせていただいております。

お話を聞くと、やはり皆さんフェンスとかに、登る蔓とか、そういうのをしっかり管理していただいているのですが、この暑いこの異常気象というか、時期によっては、年2回を考えているところを3回に草刈りを増やすなど、そのあたりのお話はさせていただいております。

◎議 長

はい。

◎22番 伊藤委員

私も太陽光については、非常に苦にはしているのですが、今中村さんが言われた通り、いろんなことをどうのこうのと言われますけど、その基準を作るためには、例えば、今農地調査をやっていますよね。ついでに、その地域の太陽光発電の場所の確認をして、何ら問題がないか、あるのかを、今から調査していただいたらどうですか。

そういうことを聞き、それをまとめた状態で基準を作れば、今の苦情の申し込みにしても、トラブルの話にしろ、この会からでもいけると思います。ただ情けないかな、その場所、土地そのものは、農業委員会から外れますよね。農地じゃなくなるから。

だから、我々農家は、道路とか水路の真ん中まで、隣接ののり面だとか、いろんなところ全部草刈りやっていますよね。

だから、太陽光発電の会社にしても、敷地だけじゃなくて、道路までとか水路の、我々が管理しているのと同じようなことを決めたらどうですか。やってくださいと。許可する前に、海津はそういうやり方でしか許可しませんくらいのことをこれからやるとか。

そういうことをやろうと思えば、今言った事前調査をしっかりして、次回の会議でもいいですけど、それぞれの担当の方は自分とこの地区にあるその施設を、施設そのものは小言言えないから、施設の周りの項目、実は私もうちの地域に太陽光があるのですが、やっぱり道水路の草が何ともならないです。それから、今先ほどもありましたフェンスをやったのみで、整地フェンスだけで云々と言われますけど、中に入っている草、莫大なものです。それは、特に南濃町、海津もそうですけど、南濃町では有害鳥獣のすみかになりますよね。その辺のことも考えてやるための事前調査を提案させていただきますがどうですか。

◎議 長

事務局、先ほど中村委員が言われて、地元ではそういうのはまだ発生していないということであるけど、先ほども言いましたように、他の地域では、形状がわからないで一概には言えませんけど、そういう今後発生するような、苦情が出るようなことのないように、結果的には住民の方に迷惑かける格好になりますので、伊藤委員も言われたように、その地域を守る方々と同じような行動をとってもらいたいというのが本音じゃないかなと、私は思いますので。

今後発生する事例、今までの事例もあわせて、少し時間かけて調べていただいて、この地域にはこんな問題が発生するのではないかと、そんなようなことも時間かけて、調べてもらえないか。

そしてこんなこと、どうだろうかとか、何かなしでは、やっぱりそういう案件があるということであれば、今後この地域も発生するのではないかと、そんなことも思うのですけど。

40%どうのこうのは、その中身が私もわかりませんので、海津市だけやなしに、お隣の養老町の方にも、太陽光施設が発生しているというようなことを聞いておりますので、ずっとそういうことも連絡取りながら、当然、申請出た中でおいて駄目やという権限はないかもしれないけど、その周りに対する影響ということを考えながら、一度よく調べていただだけませんか。

◎事務局 （後藤局長）

はい、今の委員さんの提案は、今回の利用状況調査の中で農地の調査、プラス、太陽光を一緒にそういう目線で回ったらどうかという提案でございますね。

太陽光施設は、農業委員会では農地から太陽光のお話を審査しますが、宅地化、元々の宅地で太陽光を設置した施設もございます。実際に事務局では、どれぐらいの数、太陽光があつてというところまでは把握できておりませんので、実際やろうと思うと相当な時間がかかるかと思いま

す。それを踏まえてということによろしいですか。

◎22番 伊藤委員

私は、委員さんそれぞれが、自分の担当地域を農地パトロールやっていますよね。月に何回か。そのついでに、自分の区域の中の施設を縁まで歩く、歩いて草が激しい、さっきも言いました。隣接ののり面だとか、水路の法面、道路法面なんかは、これは農地ですよ。農業者が管理している。彼らも同じように管理しなあかんもんですから、そういうところがあるよというようなことを、それぞれの委員さんが、農地パトロールのついでに見たらどうですかという提案ですよ。

それをまとめれば、来月・再来月のこの会に、その時間を設ければ、ある程度皆さん同じようなところを持っていることがわかるのではないかなという提案です。それから、次の対策を考えないことには、たたき台も何もないと、言えないでしょう。

中村さんみたいに、いろんなデータをもって見える人はいいいけど、僕ら現場しかわかりませんから、そういうやり方しかないなと思っています。どうですか、そういう提案では皆さんに負担かかって申し訳ないけど。

◎議 長
事務局。

◎事務局 （後藤局長）

では、農地パトロールをされる際に、ここを通ったときに今後、トラブルになりそうな太陽光案件があるよとか、そういう情報が、もし一緒に収集していただけるのであれば、それを事務局の方でまとめて、今後の材料にしていきたいと思います。そういうことによろしいですか。

◎議 長
はい。33番。

◎33番 伊藤委員

トラブルが起きたとか問題が起きたという業者に、次回申請が出たときに何かペナルティみたいなものを与えるような方法をとってはどうですか。きちっとやってない。あんたんとこ駄目じゃないかということでペナルティを与えるとか。

それからもう一つ提案したいのは、太陽光業者から、農業委員さんのところへ見えたときに、まず区長さんの印鑑をいただいて、それから農業委員さんの判子をいただきに見えると思うのですが、ここでご提案したいのは、厳しいチェックリストを作っていたらどうですか。これに合わない、これも守れてないとか、これ駄目だとか、チェックリストを作っていたら、そ

のチェックリストを合わせて農業委員会に申請してもらうような形をとったらどうでしょうか

◎議 長

ちょっと時間かけて、先ほども言いましたように、いきなり云々ってことでなく、もうちょつとよく調べて、状況を。

状況というのは、先ほど中村委員さんが言われるような問題点があったという点、そういうことも含めて、伊藤委員さんが言われるような形を、今回も皆さんそれぞれ確認された中でこれはというような現況があるかも知れません。

特に南濃町の方によくありますので、そんなことも含めて一つたつき台みたいな格好で調べて、検討してください。

【午後2時50分 31番 大橋委員 退室】

◎事務局 (後藤局長)

先ほど農地パトロールの際に、太陽光施設の現場の方も合わせて情報をいただくということで、いただいた情報を基に、どういう項目をチェックリストに含めるか、作り上げるような方向で検討させていただきたいと思います。また、ペナルティというのは、私はどこまでできるのか、一度研究させてください。少しお時間をください。以上です。

◎議 長

話題の方が、いろいろ進展していききましたけど、その他この今回の議題についての案件についての質疑その他のご意見ございませんか。

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第27号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 30名】

【午後2時54分 31番 大橋委員 入室】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第27号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第28号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について、を議題と致します。

農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課職員 入室】

◎議 長

それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

6ページから10ページをご覧ください。議案第28号

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定を諮る。令和6年8月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号106番 農地中間管理事業分で、56筆、77, 803.61㎡。

水田利用とハウス利用、設定期間5年または10年、6筆が使用貸借権、50筆が6千円から5万円の賃貸借権の設定となります。

なお、借り受け見込み者を参考資料として添付しております。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

◎31番 大橋委員

これ、いろいろ設定期間とか金額ですが、まちまちなんです、何か基準になるようなものはあるのでしょうか。

◎議 長

事務局。

◎農林振興課職員

はい、基準になるような年数は設けておりません。申し込みにあたり、JAが間に入り、所有者と借受見込み者が協議をした上で、ご納得され、ご提出されているので、年数や賃料が記載されています。

◎31番 大橋委員

はい、ありがとうございました。

◎議 長

その他何か他ございませんか。

◎7番 中村委員

単純な質問ですけど、内容が全てこれ水田として利用ということで、畑地というのは、この対象にはならないのでしょうか、なるのでしょうか。私あんまりこの辺詳しくないので教えてください。

◎議 長

私が言います。畑地も農地ですので、対象になりますけど、その受ける人と地主さんとのそれぞれの契約でございますので、ただ受ける人がいるかどうかというのは、また別の話です。

これ水田で、これ基本的には継続で、期限切れますので、引き続きこれからずっと発生してきますので、各地域の営農組織もなんですが、契約やっていますので、随時これ出てきますのでよろしくをお願いします。

◎7番 中村委員

私も自分の担当地域のところで、畑地が遊休地になりかけているような部分があるので、ここをまたご相談できればと思っています。

◎議 長

ただね、受け手がね、OKするかどうかということで賃料をこれも明かに違うのです。ちなみに中間管理機構、要するにバンクの方ですよ、そちらの方へ行く前に、受け手も地元でいない中で、いくらバンクが受けても、何にもなりません。

◎7番 中村委員

確か令和3年からこの農地中間機構が、それまでは、受け手がはっきりしてないと中間管理機構が受けないよということになっていたのですが、令和3年以降は、農業委員と権利者と中間管理機構、三者が対等な感じで、もっと積極的に中間管理機構が受けてくださいというアピールをしていいということになっていたはずですので、可能性は高いと思うのですが。

◎議 長

あってもね、受け手がこういう面積やったら受けません。機械が大きいからというところ、いろ

いる条件があります。土地の条件がありまして。

◎22番 伊藤委員

私は今、法人の代表をやらせていただいているんですが、地域で畑を管理してくれという農家さんはいっぱいいます。

ただ畑というのは、情けないが一畝・二畝なのですね。そんなところに機械を持って行って、1万5000円、2万円の利益上がりますか。だから、畑は基本的に受けない。受け入れないです。受けても損するから扱わないのです。だから、水田とは契約するけど畑との契約はしない。なら、例えば●●●●なんかも、畑を管理してくれないかと言って、逆に地主さんが管理費を払ってもらえればできるのですが、それもうちの組合も考えました。小さな畑で草刈り機とか、トラクター持っていったら、例えば10a単価2万円・3万円のお金をもらわないことには、年間管理できないです。そこまで地主が出してくれますかって話ですよ。だから今、会長が苦労してみえる、答え出ないですよ。

要は、受け手の問題です。地主は貸したい、管理機構がいいですよと言ったって、我々が管理機構と契約しなかったら、成立しないでしょ。だから、今現状はそうなんですよ。

◎7番 中村委員

そのままずっとこの状態が続く。

◎22番 伊藤委員

だからうちの地域で何ともならない人は、シルバーさんに頼んで草刈りやっていたいとか、何かの形でやって、隣の人についてにちょっと耕運機かけてくれとか、そういう感じですよ。その辺はもう今の実際に、去年うちの地域であった畑は、地主さんに頼んで、草刈りだけでもやってくれって頼んでやっていただいて、去年はちょっと体調崩した、今年は体調いいから行って去年遊休農地になりかけたところ、今年は現在何回も草刈りやってみえる。隣地に迷惑のかからない草刈りを現状維持という形で管理してもらおう。それはもう地主さんをお願いするより仕方がないですよ。それが我々現場の人間の現実の話です。

◎7番 中村委員

去年私もそういうケースがあって、1反ほどのところを、地域で草刈りを共同でやって、地主さんが病気で、それで、●●●●に渋々、仮に受けていただいている実態で、それでそういう大変だというところがあります。

◎22番 伊藤委員

要は営農組合が利潤の問題ですが、利益がないとやれないから、何かの形をとってみる。それ

が現状です。

◎議 長

ということでございます。

◎7番 中村委員

現状は理解しました。

◎35番 寺倉委員

先ほどお話が出ましたので、一言皆さんも知っていただきたいと思いますが、南濃町の今この太陽光になっているところが、まさにその通りなのです。小さい畑、もうどなたかやってほしい。年を取ってしまう。跡継ぎは、草刈りもできない。まだ、お金があってシルバーさんをお願いされるとか、そういう方はまだいいと思うのですけども、本当に南濃町の今太陽光になっているところ、まさにその通りであって、もうつる草で覆いかぶさり、それで私、広島の太陽光の会社の方に、これお宅がもし倒産したら、誰が管理されるのですかということをお尋ねしたのです。ご無礼かと思ったのですけど。

そうしましたら、土地を管理する人、それから上の機械を管理する人、その設備会社というところが、その方は名前言いますと●●●●とか●●●●の下請け会社そういう方が管理しているから絶対に潰れないということはないと思うのですけども、もしも自分ところが潰れた場合、その上の管理の方が、あとをやってくくださるだろう、ということなのですけど。

私も太陽光でお話があったとき、業者の方にお話を伺い、現場を見に行き、区長さんのお話を伺い、ご近所の方のお話を伺って、太陽光しか仕方がないなと思って、印鑑を押させていただいた場合もあるのですけど。今後そういうことは起きてくると思うし、もしそれを私が断ったとして、それを断る権利がどこまでできるかって、ということなのですけど。これからそういう問題が多いと思うのですけども、今、上野河戸のところも出ておりますけれども、まさにそんなような状態なのです。現地を見ていただければわかるかと思いますが、またそれも加味していただきたいなというところです。先ほどお話が出ましたので、私の切ない説明ですけど、皆さんに聞いていただきたいなというところです。失礼しました。

◎議 長

はい。それぞれ、ご意見等もございましたが。その他ございますか。

今後も現地のパトロール、それ以外に、またこの他の農地についても、しっかりと見守っていただきたいと思います。

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第28号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回

答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 32名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第28号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課職員退室】

◎議 長

事務局その他報告事項ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、19件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付しました。以上です。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後3時2分）

議事録署名者

28 番

30 番

議 長